

# エイジフレンドリーシティ 行動計画

=目次=

## 第1章 行動計画の趣旨等

- 1 行動計画の趣旨
- 2 行動計画の期間

## 第2章 高齢者をめぐる現状と推計

- 1 高齢者人口の動向
- 2 要介護認定者の動向

## 第3章 計画の基本的方針に基づく取組み

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 手段目標

## 第4章 トピックに基づく分野別の取組み

- 1 屋外スペースと建物
- 2 交通機関
- 3 住居
- 4 社会参加
- 5 尊厳と社会的包摂
- 6 住民参加と雇用
- 7 コミュニケーションと情報
- 8 地域社会の支援と保健サービス

湯河原町

## 第1章 行動計画の趣旨等

### 1 行動計画の趣旨

わが国においては、平均寿命の延伸により、65歳以上の高齢者人口は年々増加する一方、少子化が進むことで、世界に例のない速さで高齢化が進行しています。2025年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳以上となり、高齢化はさらに進展することが見込まれ、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者は増加していくものと見込まれています。

また、2025年（令和7年）を目標とする地域包括ケアシステムの構築や、生産年齢人口の減少の加速化が予測される2040年（令和22年）の双方を念頭に、高齢者人口や高齢者ニーズ等を中長期的に見据えています。

このような状況を踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、安心した日常生活を可能とするため、あらゆるニーズに応じた介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスが切れ目なく、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、本計画を策定し、『湯河原町総合計画』及び『湯河原町高齢者生きがいプラン』との一体的な取り組みに努めてまいります。

### 2 行動計画の期間

本計画の期間は、2025年4月から2027年3月までの2か年とし、以降、『湯河原町高齢者生きがいプラン』の改定に併せて、3か年ごとの見直しを実施します。

## 第2章 高齢者をめぐる現状と推計

### 1 高齢者人口の動向

- 湯河原町の高齢者人口全体では、令和3年度をピークに減少に転じており、今後も減少傾向は継続する見込みです。湯河原町第9期介護保険事業計画の最終年度（令和8年度）では9,728人（高齢化率43.9%）になるものと推計しています。
- 年齢階層別では、65～74歳は平成27年度をピークに減少に転じており、75～84歳も令和7年度をピークに減少に転じるものと推計する一方で、85歳以上の高齢者は令和17年（2035年）まで増加傾向は継続するものと推計しています。

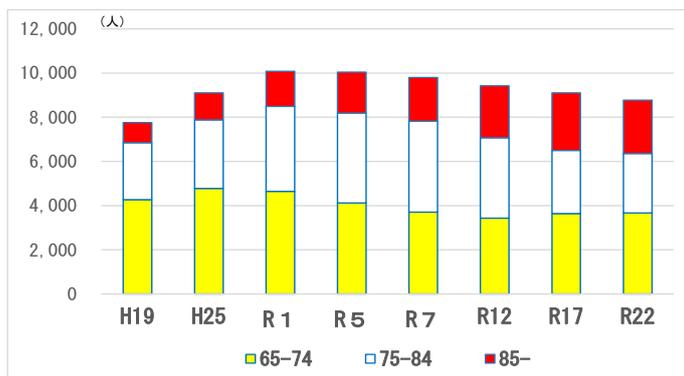
【高齢者人口の動向】

（単位：人）

	（実績値）			（推計値）		（推計値）	（推計値）	（推計値）
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2035年	2040年
総人口	23,965	23,583	23,216	22,578	22,155	20,566	19,087	17,582
高齢者人口	10,132	10,044	10,076	9,803	9,728	9,422	9,103	8,777
65～74歳	4,344	4,120	3,929	3,708	3,654	3,434	3,642	3,666
75～84歳	3,963	4,071	4,248	4,119	4,024	3,639	2,861	2,694
85歳以上	1,825	1,853	1,899	1,976	2,050	2,349	2,600	2,417
高齢化率	42.3%	42.6%	43.4%	43.4%	43.9%	45.8%	47.7%	49.9%
40～64歳人口	7,907	7,730	7,559	7,419	7,216	6,279	5,371	4,553

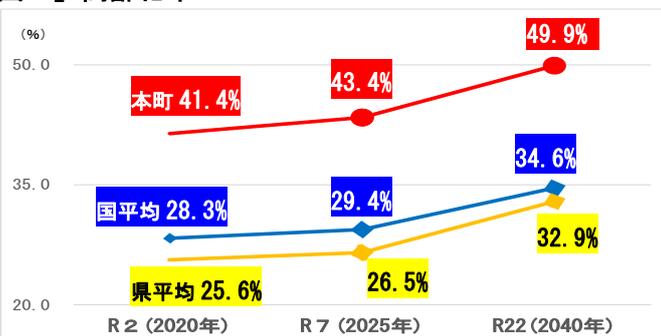
※各年度10月1日を基準日とする。

【図1】年齢区分別高齢者人口の推移



- ◆高齢者人口全体では減少傾向である。
- ◆85歳以上の人口では、R17まで増加傾向は継続する。

【図2】高齢化率



- ◆今後も、国・県平均率より高い割合で推移する。
- ◆総人口の減少等により急激な高齢化が見込まれる。

[出典] 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』等

## 2 要介護認定者の動向

介護リスクが高まる75～84歳の令和7年度までの増加及び85歳以上の高齢者の継続的な増加等に伴い、要介護認定者も継続して増加する見込みであり、第9期計画の最終年度（令和8年度）では、1,818人（認定率 19.0%）になるものと推計しています。

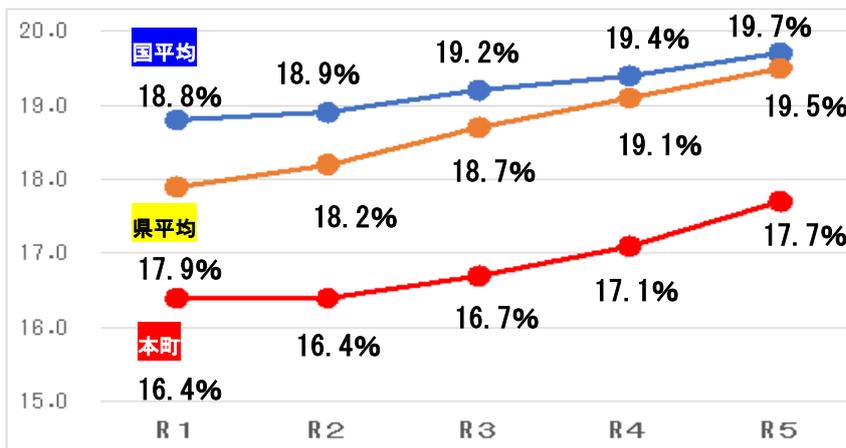
【要介護度別推計】

（単位：人）

	（実績値）			（推計値）		（推計値） 2030年
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
第1号被保険者数	9,902	9,813	9,809	9,645	9,571	9,249
要介護認定者 （認定率）	1,697 (17.1%)	1,738 (17.7%)	1,747 (17.8%)	1,791 (18.6%)	1,818 (19.0%)	1,919 (20.7%)
要支援1	175	199	217	185	189	198
要支援2	201	214	232	218	221	235
（小計）	376	413	449	403	410	433
要介護1	474	501	462	526	532	559
要介護2	314	261	271	300	306	324
要介護3	211	222	212	216	218	232
要介護4	211	223	225	233	234	248
要介護5	111	118	128	113	118	123
（小計）	1,321	1,325	1,298	1,388	1,408	1,486

※第1号被保険者数とは、高齢者人口から住所地特例者を勘案した数値です。  
 ※各年度10月1日を基準日とする。

【図3】要介護認定率の推移等



◆本町の認定率は、全国・県平均と比べ、低い率で推移している状況にある。

## 第3章 計画の基本的方針に基づく取組み

本計画においては、『湯河原町総合計画（ゆがわら 2021 プラン）』、『湯河原町高齢者生きがいプラン（湯河原町第9期介護保険事業計画）』における基本的方針と一体的なものとして、本町が迎える超高齢社会に対応した取組みを推進していきます。

併せて、世界保健機関（WHO）が提案する エイジフレンドリーシティの8つのトピック（「(1) 屋外スペースと建物」、「(2) 交通機関」、「(3) 住居」、「(4) 社会参加」、「(5) 尊敬と社会的包摂」、「(6) 市民参加と雇用」、「(7) コミュニケーションと情報」、「(8) 地域社会の支援と保健サービス」）に基づいた取組みを実施・検討していきます。

### =基本的方針=

#### ●まちづくりの基本目標（ゆがわら 2021 プラン）

**将来像** 『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』

**基本目標（保健・福祉）** ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。



#### ●個別目標（湯河原町高齢者生きがいプラン）

**基本理念** 『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』

**基本目標** 『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』

**手段目標** (1) 『利用者の立場に立った介護保険サービスの推進』

(2) 『高齢者を地域全体で支える仕組みづくり』

(3) 『健康づくりと介護予防の推進』

(4) 『地域の実情に応じたサービスの推進』

## 1 基本理念

### 『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』

急激な高齢化に加えて、2025年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳に到達することから、多くの方が高齢社会に対して、漠然とした不安を抱えていると思います。

こうした町民の方の不安を少しでも解消できるよう、本町の基本理念を、『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』とします。

## 2 基本目標

### 『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』

高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような体制づくりを積極的に推進していく必要があります。

本町の高齢化率は、全国や県の平均値と比較しても常に高く、その数値は21%以上と「超高齢社会」に入っていることから、基本目標を『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』とします。

## 3 手段目標

基本目標を達成するため、利用者・地域社会・介護予防・介護サービスの4つの側面から、次の手段目標を設定します。

### (1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進

介護サービスの供給量の確保を図るとともに、サービス事業者に対する実地指導や研修会等を通じての介護サービスの質の向上を推進します。

### (2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

地域包括支援センターの機能強化と安定した運営を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進します。

### (3) 健康づくりと介護予防の推進

健康を保ち、できるだけ介護を必要としない生活が維持できるよう、効果的な総合事業を推進します。

### (4) 地域の実情に応じたサービスの推進

地域の実情に応じた福祉サービスの推進に努めるとともに、サービスをより身近に感じ利用しやすくなるよう推進します。

## 第4章 トピックに基づく分野別の取組み

本町では、超高齢社会に対応した取組みを進める上での基本理念を踏まえ、2025年から2027年3月の期間において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づく、次の取組みを推進していきます。

### 1 屋外スペースと建物

安全・安心で快適な生活が実現できるよう、交通安全意識の高揚と交通安全施設の充実を図ります。

また、犯罪に対する注意喚起を促し、防犯意識の向上を図るとともに、警察や防犯組織などと連携した地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進します。

#### (1) 交通安全対策の充実

高齢者などの安全確保のため、横断歩道の設置等を関係機関と協議し、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。特に、高齢者においては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進するため、広報や啓発活動を行い、交通事故の減少に努めます。

#### (2) 防犯体制の充実

地域や関係機関と緊密に連携し、防犯啓発活動や防犯パトロールの実施等により、防犯意識及び防犯力の向上を図るとともに、小田原警察署からの防犯情報の周知等により、犯罪のないまちづくりを推進します。

また、防犯パトロールや犯罪防止等に対して有効性の高い、防犯カメラの設置や迷惑電話機能付電話機器の設置を推進するなど、犯罪が発生しにくい環境の整備を推進します。

### 2 交通機関

道路網によって構成される交通ネットワークの利便性を高めるとともに、身近な生活空間において円滑で安全な移動を確保する道路整備をめざします。

また、超高齢化社会に応じた持続可能な地域公共交通の確保に向け、民間事業者と連携を取り、高齢者の移動を保障する、まちづくりを推進していきます。

#### (1) 道路・交通体系の整備

関係機関と連携し、交通状況の計画的な改善に向けた検討を行います。

#### (2) 地域公共交通の確保

民間事業者が運行する路線バスや町のコミュニティバスについては、持続的な運行が行えるように、事業者への支援や運行方法の見直しを図ります。また、予約型乗合い交通「ゆたぼん号」については、継続的に周知を行い、利用者数の増加を図るとともに、乗合いエリアを拡充するなど利便性の向上を図ります。

### 3 住居

高齢者の住まいにおいては、持ち家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが、ニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、安心して生活することができるよう、関係機関と連携して促進していきます。

#### (1) 多様な住まいの確保

高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備を促進します。

#### (2) 施設サービス等の質の向上

神奈川県と連携を図りながら、施設サービス事業者等に対する定期的な指導等を合同で実施することにより、質の向上を図るとともに、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。

また、高齢者向け住宅のうち、老人福祉法上の届出がない施設において早期に届出等がされるよう、神奈川県と連携を図りながら、必要な支援・助言等を行います。

### 4 社会参加

多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりにつながるよう、社会参加の促進や文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援することで、地域社会で活躍できる機会を提供します。

#### (1) 社会参加の支援

今後、更なる高齢化が進展する中、老人クラブ会員の高齢化や、会員数の減少が進んでおり、加入を促進するため、老人クラブ指導者の養成や、老人クラブ連合会の活性化の推進を図り、地域での活躍の場を増やすとともに、地域と老人クラブが協働して行う事業を検討します。

#### (2) 文化学習、スポーツ活動の推進

健康で充実した日常生活を送る一助としての「シルバースポーツ大会」や「シルバー作品展」などについて、主催する社会福祉協議会と協働して充実を図ります。

#### (3) 生きがいづくりの促進

趣味やスポーツ、文化など、生涯学習活動の促進を図るとともに、地域のイベントや多世代との交流、子どもの見守りなど高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。

## 5 尊厳と社会的包摂

成年後見人制度の申立て手続きや高齢者虐待、消費者被害の防止等の対応に取り組むため、関連する施策・事業の活用や消費生活センターなど関係機関との連携を図りながら、対象者等への相談・支援を行います。

### (1) 相談体制等の充実

地域包括支援センターにおける相談体制の充実や町民を対象とした成年後見制度等に関する広報活動、身寄りのない方の支援など、権利擁護を積極的に進めます。

### (2) 権利擁護・財産保全体制の確立

(ア) 高齢者の中で判断能力が不十分で財産管理が十分にできない方や、家庭や施設の中で権利侵害を受けている方、詐欺や悪徳商法の被害にあわれる方などの増加が予測されるため、その方たちの権利を擁護する体制づくりを進めます。

(イ) 成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核を担い、虐待の恐れのある高齢者の早期発見や多面的な支援などが適切かつ迅速に図られる体制づくりのため、(仮称)「湯河原町権利擁護支援等推進協議会」(中核機関)を設置します。

## 6 住民参加と雇用

子どもから高齢者まで、すべての住民が区別なく安心して過ごせる町となるように、住民と地域と行政とが一体となったシステムを構築し、互いの協働・連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

### (1) 地域福祉活動への参加促進

地域福祉会館を利用してボランティア活動を行う団体等に対して、会館使用料の減免措置等を行い、団体等の活動促進を図ります。福祉団体等を中心に地域づくりに積極的に参加している団体を横断的につなげる手法を検討するとともに、地域福祉に関心のある団体等の掘り起こしを行い、多方面分野で協力し合えるネットワークの構築に努めます。

### (2) 就業の支援

いわゆる「団塊の世代」など、多くの定年退職した方たちが培ってきた豊富な経験や知識、技能を活かし、地域社会に還元し、次世代へ継承することができるよう、世代間交流の場や機会の充実を図ります。また、各種情報提供とシルバー人材センターを通じた、高齢者への就業支援の充実を図ります。

## 7 コミュニケーションと情報

認知症状に応じて、適時・適切に医療・介護サービスが提供される体制や、見守り体制の構築、町民や医療・介護関係者の対応力向上のための取組みを推進します。

### (1) 普及啓発・本人発信支援

認知症に関する理解の増進等を図る取組みとして、運転免許を失った高齢者に対する支援、認知症サポーター養成講座等、認知症キャラバン・メイトの養成等、認知症に関するイベントの実施、相談先の周知（認知症ケアパス、認知症チェックリスト）を実施します。

### (2) 予防

認知症の予防等を図る取組みとして、高齢者の通いの場における管理栄養士や保健師などの専門職による健康相談の実施など、認知症予防に資する活動を推進します。

### (3) 医療・ケア介護サービス

保健・医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等を図る取組みとして、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの推進、介護者等への支援を実施します。

### (4) 認知症バリアフリーの推進等

認知症の方の生活におけるバリアフリー化の推進に向けた取組みとして、地域の見守りネットワークの構築、チームオレンジ湯河原の取組み、若年性認知症の支援等を実施します。

## 8 地域社会の支援と保健サービス

団塊の世代が75歳に到達する2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい生き方が尊重され、自立した生活を続けられるよう、関係団体等と連携・協働した「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

### (1) 高齢者の暮らしを支える地域づくり

民生委員・児童委員、区会、ボランティア団体など、様々な地域資源と連携し、支援が必要な人の早期発見や見守りの仕組みづくりに取り組みます。併せて、地域における課題や住民ニーズを把握するとともに、解決に向けた仕組みづくりを検討します。

## **(2) 地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として機能するよう機能の強化を図ります。

## **(3) 在宅医療・介護連携の推進**

医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、医療と介護の連携の強化に努め、一体的に提供できる体制を目指します。

## **(4) 認知症施策の推進**

認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、保健・医療・福祉サービスが提供される体制の構築や、地域と医療・介護関係者の認知症対応力の向上のための取組みを推進します。

## **(5) 生活支援体制整備の推進**

ひとり暮らしや高齢者夫婦などの増加に伴う生活支援サービスの必要性を踏まえ、地域のニーズや資源等を把握した上で、多様な主体による生活支援サービスを提供できるよう生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じての体制整備を図ります。

## **(6) 健康相談等の充実**

高齢者の多様なニーズに応じた生活機能の低下防止のための相談体制の充実を図るため、生活機能が低下傾向にある方や、その家族が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、訪問による必要な助言・指導を行う体制を整えます。